

公印省略

3ス振第839号  
令和3年9月29日

各 位

福岡県人づくり・県民生活部長  
(スポーツ局スポーツ振興課)

### 緊急事態措置の解除と今後の対応について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

県では、政府対策本部の決定を受け、緊急事態措置として、8月20日から9月30日まで、不要不急の外出自粛や飲食店における営業時間短縮・酒類提供自粛などの要請を行っているところです。これらの措置により、新規陽性者数や病床使用率等は減少傾向にあり、国のステージ判断指標では、新規陽性者数は県内全ての地域でステージⅡ相当以下あるいはステージⅢ相当、PCR等陽性率、感染経路不明割合、重症病床使用率についてもステージⅡ相当以下に改善しており、病床使用率も10月初旬までにはステージⅡ相当以下に低下することが見込まれます。

このような本県の感染状況を踏まえ、政府対策本部は、9月30日をもって本県を緊急事態措置を実施すべき区域から解除すること及びまん延防止等重点措置には移行しないことを決定しました。これもひとえに、不要不急の外出自粛や飲食店における営業時間短縮・酒類提供自粛などの非常に厳しい要請にもかかわらず、多くの県民及び事業者の皆様に御理解と御協力をいただいたおかげであり、深く感謝申し上げます。

しかしながら、福岡コロナ警報の指標では、新規陽性者数と病床使用率が基準を上回っている状況であり、国のステージ判断指標でも、病床使用率と療養者数は、ステージⅡ相当以下に達していません。国の基本的対処方針では、緊急事態措置解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な措置はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされています。このため、10月1日から10月14日まで、飲食店に営業時間短縮等、10月30日まで催物(イベント・集会等)の開催制限等、要請を行うことといたしました。

感染の再拡大を防ぎ、できるだけ早く措置を解除できるよう、御理解・御協力をお願いします。

○別添資料 緊急事態措置の解除と今後の対応について

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 直通：092-643-3342 人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課 担当：篠崎、野中 直通：092-643-3515
--